

<企業会員会費基準>

(平成 20 年度改定)

◎ 企業会員会費

★ 入会金 : 5 万円

★ 年会費 : 見なし資本金の額により下記のとおり

(見なし資本金)

(年会費)

1 億円未満 20 万円

1 億円以上 10 億円未満 40 万円

10 億円以上 50 億円未満 60 万円

50 億円以上 90 万円

* ただし、見なし資本金とは、当該企業の資本金を、全売上額に占めるプラスチック関連部門の売上高の比率で補正したものである。

★ 会費納入 : 年 2 回(半期毎納入)